

財務省告示第百九十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第九十条の規定に基づき国庫に帰属した国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成十六年四月二日

財務大臣 谷垣 禎一

（別表）

国債の名称	記号	買入消却 実行日	額面金額 の総額	額面金額百 円当りの 買入価格
割引国庫債券 (五年)	第百十八回	平成十六年 三月二十六日	千二百万 円	九十九円九 銭
"	第百二十四回	平成十六年 三月十九日	二千七百 万円	九十九円九 銭
"	第百二十四回	平成十六年 三月二十四日	六百万円	九十九円九 銭
割引国庫債券 (三年)	第七回	平成十六年 三月二十四日	九百万円	九十八円九 銭
合 計			五千四百 万円	